

# 福井県学校薬剤師会会則

## (名称及び事務所)

第1条 本会は、福井県学校薬剤師会と称し、事務所を福井市光陽4 - 1 1 - 2 2  
福井県薬剤師会会館内に置く。

## (目的)

第2条 本会は、学校の児童生徒の健康と安全のため学校保健安全法に基づき学校環境衛生検査等を実施し、併せて学校薬剤師の資質の向上を図り、学校保健及び地域環境衛生の進展に寄与することを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために福井県薬剤師会と緊密な連携を保ち次の事業を行なう。

- 1 日本学校薬剤師会総会で決定した事項
- 2 福井県学校保健会が行う事項
- 3 学校薬剤師の職務に関する事項
- 4 学校薬剤師に関する研修会等の開催
- 5 学校保健に関する調査研修
- 6 学校保健に関する刊行物・資料の調査及び研究
- 7 その他、本会の目的達成のために必要な事項

## (組織及び会員)

第4条 本会の会員は、福井県内の学校設置者から任命または委嘱された学校薬剤師（幼稚園その他、会長が必要と認めた薬剤師を含む）をもって組織する。

第5条 本会の会員は、福井県薬剤師会の会員でなければならない。

## (支部)

第6条 本会は、総会の承認を得て支部を置くことができる。

第7条 支部には、支部長及び支部役員を置くことができる。

## (役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	若干名
理 事	8名以内（うち、専務1名・常務2名以内）
監 事	2名

( 役員の選出 )

- 第 9 条 会長及び監事は、総会に於いて選挙により選出される。但し、総会の議決により、別段の方法により選出することができる。
- 2 会長及び監事以外の役員は、会員のうちから会長の指名にて選出する。
  - 3 前項の規定に関わらず、監事の選出にあたっては、定数のうち 1 名は会員外の中から会長が推薦した者について、総会の議決により選出することができる。

( 職務および権限 )

- 第 10 条 会長は本会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けた時はその職務を代行する。
  - 3 監事は本会の会務および決算を監査する。

( 役員の任期 )

- 第 11 条 役員の任期は 2 年とし再任を妨げない。
- 2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

( 会議 )

- 第 12 条 会議は、総会及び役員会とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種類とする。
  - 3 会議の議長は会長が務める。

( 総会構成 )

- 第 13 条 総会は、役員及び支部長をもって構成する。
- 2 総会は、役員及び支部長のうち、3 分の 2 以上の出席がなければ開催できない。

( 会議開催 )

- 第 14 条 会議は会長が召集する。
- 2 通常総会は、毎年度終了後 2 ヶ月以内に開催し、臨時総会は会長が必要と認めたとき、役員会が必要と認めたとき及び会員の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により請求があったときに召集する。
  - 3 役員会は、会長が必要と認めたときに召集する。
  - 4 会議を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

( 審議事項 )

- 第 15 条 総会は、次の事項について審議する
- 1 事業報告及び事業計画
  - 2 決算及び予算
  - 3 役員の選出
  - 4 会則の変更
  - 5 その他、会長が必要と認める事項

( 会議の議決 )

第 16 条 議事は出席者の過半数の同意をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

( 経費の支弁 )

第 17 条 本会の経費は会費、寄附金およびその他の収入をもつてあてる。

( 会計年度 )

第 18 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

( その他 )

第 19 条 全各条に定めるもののほか、この会則の施行について必要な事項は総会の議決を経て会長が別に定める。

## 附 則

この会則は、平成 3 年 5 月 2 5 日から施行する。

- |   |          |                    |      |
|---|----------|--------------------|------|
| 1 | この会則は、平成 | 3 年 5 月 2 5 日      | 設立制定 |
| 2 | 々        | 平成 2 1 年 5 月 1 0 日 | 一部改正 |